別紙様式第37号　（昭39総府文自省令１・昭57総府文自省令１・一部改正、昭61総府文自省令１・旧別紙様式第76号繰上、平２総府文自省令１・平４総府文自省令１・平７総府文自省令１・平11総府文自省令２・平12総府文自省令２・平12総府文自省令３・平12総府文自省令５・平20内府総省文科令１・令元内府総省文科令１・令元内府総省文科令３・一部改正）

（表）

３㎜

第　　号

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第144条の27第４項の規定に基づく

監　　査　　証　　票

所属

官職

氏　　名

年　　月　　日生

３㎜

令和　　年　　月　　日交付

主　務　大　臣　印

（裏）

地方公務員等共済組合法（抄）

（主務大臣の権限）

第144条の27（第１項、第２項、第３項略）

４　主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

５　略

（主務大臣等）

第144条の29（第１項、第２項略）

３　第144条の27第１項及び第４項並びに前条第１項及び第２項に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

４　略

第147条　第144条の27第２項又は第４項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。